

公益財団法人愛知県老人クラブ連合会 顕彰要綱

1 趣 旨

多年にわたり、老人クラブの育成・老人福祉の増進に寄与し、功績顕著な者に対して、会長がこれを顕彰し感謝の意を表するものである。

2 表 彰 状

(1) 対 象 者

ア 現に、市町村老人クラブ連合会（以下、市町村「老連」という。）の会長であって、その在職期間が5年以上（市町村合併前の市町村老連の会長、又は学区・地区老連の会長であった在職期間を通算することができる。）である者。

ただし、推薦調書作成の時点から、1年以内に遡及し、会長の職を任期満了等により辞任したときは、その期間が5年以上あるものは対象とする。

イ 女性会員で、5年以上にわたり市町村老連の活動に従事し、当該市町村老連会長がその功績が顕著と認める者。

(2) 推薦方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第1号、様式第2号）

前項イの女性会員の推薦人数は、各年度1名以内とする。

3 感 謝 状

(1) 対 象 者

現に、単位老人クラブの会長であって、その在職期間が5年以上（在職期間が中断しているときは通算することができる。）である者。

ただし、推薦調書作成の時点から、1年以内に遡及し、会長の職を任期満了等により辞任したときは、その期間が5年以上あるものは対象とする。

(2) 推薦方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第3号）

4 優良老人クラブ表彰状

(1) 対象クラブ

優良老人クラブで、その活動が顕著で、5年以上地域福祉に寄与し、表彰することが適当と認められる老人クラブとする。この場合、市町村で1クラブを原則とする。

ただし、80クラブ以上の老人クラブを有する、市町村老連にあっては、50クラブごとに1クラブを増すことができる。

(2) 推薦方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第4号）

5 老人福祉協助者感謝状

(1) 老人福祉事業に直接関係のない個人及び団体等で老人福祉事業の推進並びに敬老思想の高揚に多大の貢献をしたと認められる者又は団体等。

(2) 推薦方法

市町村老連会長の推薦による。（様式第5号）

6 そ の 他

(1) 本会会長が、特に必要と認めた場合は直接選考することができる。

(2) この顕彰要綱の規定による顕彰を既に受けた者は、除外する。

ただし、同一の顕彰を受けていない者は、対象とすることができる。

(3) 叙勲、褒章及び愛知県社会福祉協議会会長の表彰を受けた者は、除外する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。